



特定集団に対する結核対策

Active Case Finding for Tuberculosis

WHO 西太平洋地域事務局 結核対策課 コンサルタント 森 下 福 史



Fukushi MORISHITA

1983年10月 大阪府出身
2006年 創価大学法学部卒(国際法専攻)
2007-2009年 青年海外協力隊、パプア
ニューギニアで感染症対策に従事
2009年 短期協力隊員としてベトナムで
JICA 環境教育プロジェクトに携わる
2011年 英国リバプール大学熱帯医学大
学院、国際公衆衛生修士課程修了
2011-2012年 世界保健機関西太平洋
地域事務局、結核対策課にてインターン
NGO コンサルタントを経て、2012年5月
より現職

●はじめに

筆者は、2011年9月から2012年1月までの4ヶ月間、フィリピンのマニラにある世界保健機関西太平洋地域事務局(WHO/WPRO)、感染症対策部、結核・ハンセン病対策課にてインターンシップを経験した。国際機関では個人的な人脈を通してのインターン採用が多いと言われる中、一般公募に応募して採用に至った稀なケースであった。筆者は協力隊時代にパプアニューギニアで州レベルの結核対策に取り組み、大学院時代にはエチオピアで結核対策プロジェクトの評価業務に携わった。そして今回、このインターンシップ経験を通して、他分野との連携が一段と求められている結核対策の現状を再認識し、自らの結核対策にかける情熱を一段と高めることができた。その活動の一端を簡単に紹介する。

●結核積極的症例探索(ACF)

世界中で年間約900万人の罹患者、100万人以上の死者を出す感染症、結核。完治させるためには、半年間に渡って服薬を続けなければならず、その継続の難しさが指摘されてきた。1990年代から、WHOの推進のもと、各国保健省は患者の服薬支援を重点的に強化する「DOTS戦略」を採用し、抗結核薬の安定供給や治療成功率の改善を計り、途上国を中心に成果を上げてきた。一方、DOT戦略は患者が自ら医療機関を受診することを前提としており、社会的・経済的理由で受診できない社会的

弱者や、囚人・移民といった特定の人口集団の結核を見落としがちであるということが、昨今の調査研究で明らかになってきている。このような背景の中、結核サービスへのアクセス拡大を目指す一つの取り組みとして、積極的症例探索(Active Case Finding:以下 ACF)の有効性が注目されている。ACFとは、従来型の「医療施設で患者を待つ」という受動的なアプローチ(Passive Case Finding:以下 PCF)とは異なり、医療従事者が結核感染リスクの高い人々に焦点を当てて、積極的に結核検査を実施して患者を特定するというアプローチである。今回のインターンシップで筆者は、ACFの取り組みの一つである移民の結核検査に関する政策調査、そしてカンボジアの家庭内接触者集団検診のオペレーションリサーチを実施した。

●移民の結核検査

HIV/AIDS、マラリア、結核に代表される感染症は国境を越えて猛威を奮っている。昨今のグローバル化に伴い、外国から流入する移民の数は増加傾向にあり、移民が国境を越えて結核菌を運び入れ、受入国で発症し感染を拡大するケースは後を絶たない。特に、高蔓延国から多くの移民を受け入れている低・中蔓延国では、その国の保健システムへの負担が問題となっており、輸入結核を水際で防ぐため、移民に対して積極的に結核検査を課している国が多い。しかし、検査対象となる移民の種類、検査方法、検査場所、治療の進め方は多種多様で、移民



低・中蔓延国結核対策会議



の結核対策において各国が取りうる対策・政策を一元的にまとめる取り組みがないのが実情である。

昨年11月にWHO西太平洋地域内の低・中蔓延国結核対策会議が開催され、日本、韓国、香港、マレーシア、シンガポール、ブルネイ・ダルサラーム、オーストラリア、ニュージーランドが招集された。この会議の事前準備の一環で、筆者は参加国の移民結核対策の政策調査を実施し、文献調査、アンケート作成・実施、結果をまとめる作業を担当した。調査結果では、今回対象となった8カ国/地域は世界的に見ても移民の結核患者数が多く、WHO西太平洋地域において移民の結核は軽視できない問題であることが確認された。また、日本や香港のように検査プログラムがない国/地域もある一方、オーストラリアやニュージーランドのように移民の本国の有病率や個人の感染リスク、入国目的及び滞在期間等を総合的に評価する複雑な検査システムを駆使して対応している国もあった。検査結果が陽性の場合でも基本的には受入国で治療/サービスは用意されているが、状況によっては検査結果が滞在許可や労働許可に影響を与える国があることも調査を通して明らかになった。また、今回の調査では各國/地域に共通する課題(言葉の問題、治療の継続性、不法滞在者の結核、移民の多剤耐性結核)も浮き彫りになり、WHOがいかに支援できるかが会議の最終的な焦点となった。この調査結果を出発点として、WPROは移民の結核対策枠組み文書を作成する方向で話が進んでいる。

●カンボジアの接触者集団検診(ACF)

カンボジア王国は結核高蔓延国の一で、同国保健省/国立結核対策センター(National Center for Tuberculosis and Leprosy Control:CENAT)は2005年以来毎年、家庭内接触者を主な検査対象にコミュニティ

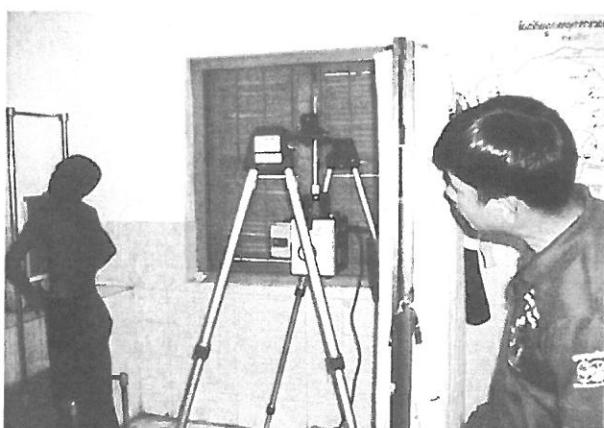


カンボジア ACF セッション準備中

レベルで集団検診を実施している。検診はCENATのチームと現地コミュニティの医療スタッフが協力して、画期的なアプローチを用いて実施している。まず、①結核有病率が高く経済的に貧しいコミュニティをあらかじめ選定し、②事前に参加を呼びかけていた家庭内接触者及び結核症状のある近隣住民に問診とレントゲン検査を行い、③異常と診断された場合には喀痰塗抹検査を実施する、という段階的手法で多くの結核患者を発見し成果を上げている。

今回の研究で筆者は、このACFアプローチが従来のPCFと比べて、どのような付加価値があるのか、費用対効果の要素も取り入れて比較分析を行った。ノンペンに2週間半滞在し、2009/2010年の患者登録簿と検査登録簿から1109人分の患者データを収集し、その後マニラに戻りデータ解析、論文の執筆に取りかかった。解析の結果、このACFアプローチはPCFに比べて、①比較的低コストで多くの患者を発見できるという意味で費用対効果が高く、②患者の早期発見に寄与し、③特に高齢者の患者発見に寄与する、という三つの付加価値があることが証明された。さらに、コミュニティ内の二次感染のケースを減らす可能性も十分に期待されており、今後の研究課題を示唆する結果にもなった。最終的に、執筆した研究論文はイギリスの学術雑誌に投稿され、ウェブ上に掲載されている。

<http://www.biomedcentral.com/1471-2458/12/469>



カンボジア ACF セッション、胸部レントゲン検査

●おわりに

インターンシップを経験して、国際機関には「胸を張って理想を語れる場所」、「その理想に向かって懸命に努力できる環境」があるということを実感するとともに、国際機関にしかできない大事な役割があるということを学んだ。とりわけ、WHOには保健・医療に関する国際基準の設定や枠組みの構築、さらに追求すると、研究活動を通

して「新たな知識を生み出す」という重要な使命がある。そして、その活動を通して援助のあるべき姿や保健政策の方向性を示し、各國政府やNGOの活動を根底から支えているように見て取れた。これは、筆者の過去のフィールド経験では見えなかったWHOの姿であり、今後も、このように多くの行動主体に対して影響を与える仕事に携わりたいと思うようになった。



WHO/WPRO 結核・ハンセン病対策課のスタッフと
(上段左から三番目が筆者)。

さらに、今回の経験は、筆者の過去のフィールド経験の延長線上に位置づけることができ、結核対策の知見を

さらに高めることができたという点でも非常に有益だったと感じている。また、今回の調査・研究分野に限らず、WHOでの日常業務を通して最先端の結核対策アプローチにも触れることができ、自らの知的好奇心を刺激することにも繋がった。ACFの研究、とりわけ移民の結核対策では臨床的なアプローチだけでなく、国境を越えた患者照会システムの構築や法整備等、分野横断的な研究・支援が求められている。このように他国・他分野との連携が一段と求められる結核対策において、非医療従事者が担うことができる役割は大きく、その需要はさらに増していくと思われる。その中で、筆者自身が、今後どのような切り口で結核対策に貢献していくのか、その役割を今一度、再考していきたい。

最後に、今回の活動を終始支えてくださった錦織信幸先生をはじめ、(公社)日本WHO協会様、(社)協力隊を育てる会様、(公財)三菱UFJ国際財団様、その他関係者の皆様にこの場を借りて厚く御礼申し上げたい。

WHOへの人的貢献を推進しよう

広告

日本ボリグル株式会社

代表取締役 小田 節子

〒540-0013 大阪市中央区内久宝寺町4-2-9
Tel 06-6761-5550 Fax 06-6761-5572

株式会社 プロアシスト

代表取締役 生駒 京子

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋2-3-9
星和高麗橋ビル1F
Tel 06-6231-7230 Fax 06-6231-7261

岩本法律事務所

弁護士 岩本 洋子
弁護士 藤田 温香

〒541-0041 大阪市中央区北浜2-1-19-901
サンメゾン北浜ラヴィッサ9F
Tel 06-6209-8103 Fax 06-6209-8106

新居合同税理士事務所

代表税理士 新居 誠一郎

〒546-0002 大阪市東住吉区杭全1-15-18
Tel 06-6714-8222 Fax 06-6714-8090